

お知らせ

宇城看護学校生徒募集の案内

募集人員 30名
応募資格 中学卒以上
(令和9年3月中学・高校卒業見込みの者含) 男女・年齢不問
修業年限 2ヵ年
出願書類 入学願書・受験票(本校所定のもの) 調査書・卒業証明書(最終卒業学校のもの)
受験料 (15,000円を同時納入)
願書受付 令和8年10月19日(月)～令和8年11月25日(水)
試験日時 令和8年11月28日(土)
(試験会場) 宇城看護高等専修学校
12時30分～ 受付
13時00分～ 学科試験
14時30分～ 面接試験
試験科目
①筆記試験 一般教養問題(中学卒業程度)
②面接
合格発表 令和8年12月4日(金)
問合せ 宇城看護高等専修学校
☎0964-3317474
年金生活者支援給付金制度について
年金生活者支援給付金は、収入や所得が一定基準額以下の方に、年金に乗せして支給されます。受給には請求書の提出が必要です。
対象となる方
○老齢基礎年金を受給している方
次のすべてを満たす方
・65歳以上

・世帯全員の市町村民税が非課税
・年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下
○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
・前年の所得額が約492万円以下
請求の手続き
①新たに対象となる方
日本年金機構から9月初旬ごろに請求のお知らせが届きます。同封の請求書(ハガキ)に必要事項を記入し、投函してください。
②これから年金を受給する方
年金の請求と合わせて、年金事務所または市区町村で手続きしてください。
不審な電話・案内にご注意ください
日本年金機構や厚生労働省が、電話で家族構成や口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などを求めたりすることはありません。
問合せ 給付金専用ダイヤル
☎0570-0514092(ナビダイヤル)
検索:「年金生活者支援給付金」

町民課 ☎72-1128

ゴイシツバメシジミ講演会の開催について

国の天然記念物並びに希少野生動植物であるゴイシツバメシジミについて専門家による講演会を行います。
対象者 矢部高校生並びに町内在住の方
申込 当日受付にて
日時 9月30日(水) 14時～

～山都町の魅力ある食材を、新たな販路拡大へ～

トップシェフ・高級飲食店向け「販路開拓セミナー・産地商談会」開催

本セミナー・商談会では、トップシェフとの豊富なネットワークを持つ草場氏が、市場ニーズや評価される食材の特徴、販路開拓のポイントを解説するとともに、生産者の皆さまに対して今後の販路開拓に向けたアドバイスを行います。参加費は無料です。

○開催日程 9月28日(月)、29日(火) **○対象** 山都町内の生産者・事業者
○日程 9月28日(月) 販路開拓セミナー
会場: 寛政蔵(山都町浜町54)
内容: 16:00～ 講演「トップシェフが求める食材とは」
講師: 有限会社草場企画 代表 草場 佳朗氏
17:30～ 質疑応答

講師プロフィール
食の総合プロデューサー 有限会社草場企画 代表 草場佳朗氏
福岡県出身。三菱商事を退社後、有限会社草場企画を設立。1,200人以上のトップシェフとのネットワークを持ち、こだわり食材のプロデューサーとしても厚い信頼を得ている。
9月29日(火) 産地視察兼商談会
9月28日開催のセミナーへの参加が必須となります。
応募多数の場合は事務局側で選定させていただきます。

○申込方法 二次元コードからお申し込みいただけます。
申込・問合せ 株式会社くまもとDMC ☎096-276-6655



〈私らしく働く!〉テレワーク×生成AIセミナー開催のお知らせ

「子育てをしながら働きたい」「家族との時間も大切にしたい」「在宅ワークに興味はあるけれど、自分にもできるのかな?」そんな想いをカタチにするためのセミナーを開催します。

本セミナーでは、テレワークとはどういう働き方なのか、今話題の生成AIを活用することで、仕事の幅をどのように広げられるのかということに加え、未経験からテレワーカーとして働くためのヒントや、実際にテレワーカーとして働いている方の体験談を紹介します。

専門知識は不要ですので、初めての方でも安心してご参加ください!
会場参加のほか、オンラインでの参加も可能。参加費は無料です。

開催日時 10月16日(金) 10:00～11:30 **場所** 山都町役場 2-2会議室
参加 会場またはオンライン参加もOK(Zoom) **申込** Google フォームよりお申込みください。
締切 10月13日(火)
問合せ 商工観光課 ☎72-1115



相談

年金相談

希望される方は事前予約が必要です。
日時 10月9日(金) 11月13日(金)
午前10時～午後3時
場所 千寿苑
申込 熊本東年金事務所
☎096136712503
【音声案内①↓②を押し、山都町年金相談予約とお申し出ください】
問合せ 町民課 ☎72-1128

認知症相談

ご自身またはご家族の認知症に関する相談を行います。

相談日

相談日 10月13日(火) 11月10日(火)
午前10時半～
場所 役場本庁 会議室
問合せ 地域包括支援センター
☎72-11677
希望される方は事前予約が必要です。

行政相談日

10月と12月の行政相談日をお知らせします。お気軽にご相談ください。
日時 10月15日(木) 午前9時～正午まで
12月17日(木) 午前9時～正午まで
場所 役場本庁及び各支所(清和・蘇陽)会議室
問合せ 総務課 ☎72-1111

納税の猶予制度について

災害で被害を受けるなど、町税を一時に納付することが困難な場合、町税の「徴収の猶予」や「分割納付の相談」を受け付けています。希望される方は、町民課税務係にご相談ください。
問合せ 町民課 ☎72-1128

電気料金等の特別措置のお知らせ(九州電力)

九州電力が電気料金等の特別措置の適用を行います。九州全域で、地震によりご自宅などに被害を受けられた方は、一定の要件を満たす場合、特別措置の対象となります。対象となる方で、特別措置の適用を希望される場合は、九州電力コールセンターまでご連絡をお願いします。詳しい情報は二次元コードよりご確認ください。
問合せ 九州電力コールセンター
☎012017611385



被災された方への町営住宅の一時使用について

自宅が地震で被災し、住まいの確保が困難な方に、町営住宅を一時的に提供します。入居期間は1年間です。住宅の指定はできません。
対象者 自宅が全壊・大規模半壊等となり、居住できなくなった方
費用 家賃・敷金は免除。共益費、光熱水費等は自己負担です。
申請 一時利用申請書、被災証明書、印鑑をご持参ください。
問合せ まちづくり課 移住定住係
☎72-1158



被災家屋等の公費解体について
災害で被災した家屋等を、所有者に代わって町が解体・撤去します。
解体・撤去費用の所有者負担はありません。
対象者 被災(被災)証明書で「半壊」以上と判定された家屋等の所有者
※住家のほか、倉庫・納屋等も対象です。
申請 まず「解体意向調査」に回答し、その後、必要書類をそろえて申請してください。
※解体意向調査は、下記二次元コードから回答できます。
解体の流れ 意向調査→被災家屋評価
↓申請→審査・現地立ち合い→解体
↓完了
問合せ 環境水道課 ☎72-4002
※詳しい内容や申請に必要な書類等については、環境水道課へご相談ください。